

お知らせ《information》

水質事故処理対策に要した費用は、原因者の負担となります

河川に油脂類や化学薬品などが流れ出した時は、県や消防署で吸着マットやオイルフェンスなどを設置し、水質汚濁防止対策を行います。

対策に要した費用は、**油漏れを起こした原因者が負担**することになります。

■良くあるケース

- ・ポリタンクへ給油中にあふれさせた
- ・ホームタンクの給油バルブを閉め忘れた
- ・農業機械類などの燃料漏れに気づかなかった



水質事故は特に冬場に増加する傾向にあり、ちょっとした不注意が事故につながる事が多いので、油漏れ等には充分注意してください。

なお、油漏れ等を発見した場合は直ちに下記まで御連絡ください。

詳しくは青森県庁ホームページ (<http://www.pref.aomori.lg.jp/>) へアクセスし、「水質事故」を検索。

<お問い合わせ先>

県土整備部 河川砂防課 企画防災グループ ☎017-734-9662

下北地域県民局地域整備部 河川砂防施設課 ☎0175-22-1231

下北地域県民局県税部からのお知らせ ～不動産取得税（県税）の軽減制度について～

不動産取得税は、土地や家屋を取得したときに一度だけ課税される県の税金です。銀行、郵便局の他、コンビニエンスストアでも納付することができます。

◇住宅の軽減制度

- (1) 新築（未使用の建売住宅等を含む）で床面積が50㎡以上240㎡以下である住宅（以下、特例適用住宅という）を取得した場合、最高1,200万円（特例適用住宅であり、「認定長期優良住宅」を平成21年6月4日から平成26年3月31日までに取得した場合は1,300万円）が価格から控除されます。
- (2) 一定の条件を満たす中古住宅（以下、既存住宅という）を取得した場合、住宅が新築された時期に応じて最高1,200万円が価格から控除されます。

※既存住宅の条件

- ①取得者が自ら居住するものであり、床面積が50㎡以上240㎡以下であること
- ②次のa、bのいずれかに当てはまること
 - a 昭和57年1月1日以降に新築されたものであること
 - b 昭和56年12月31日以前に新築されたものである場合には、新耐震基準に適合していることが取得日以前に証明されていること

◇住宅用土地の軽減制度

次の(1)～(3)のいずれかに当たる場合は、法律で定める金額が税額から減額されます。なお、**これらの軽減を受けるためには申告が必要**となります。

- (1) 土地を取得した日から3年以内に、その土地の上に特例適用住宅を新築した場合
- (2) 土地を取得した日前1年の期間内に、その土地の上に特例適用住宅を取得していた場合
- (3) 土地を取得した日の前後1年以内に、その土地の上に既存住宅を取得した場合

詳しくは、『下北地域県民局県税部 課税課』（☎22-8581 内線207・208）までお問い合わせください。